

ぐんま航空宇宙産業振興協議会会則

(名称及び所在)

第1条 本会は、ぐんま航空宇宙産業振興協議会と称し、その事務局を群馬県産業経済部地域企業支援課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、群馬県内の企業、産業支援機関、研究機関、金融機関等が連携し、航空宇宙産業への参入及び販路拡大に取り組み、航空宇宙産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、航空宇宙産業参入に必要な次の事業を行う。

- (1) 情報提供支援、認証取得支援
- (2) 研究開発支援
- (3) 人材育成支援
- (4) 販路開拓支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員で構成する。

- 2 正会員は、群馬県内に事業所を有し、既に航空宇宙産業に参入、又は今後参入する意思のある企業とする。ただし、第2条に定める目的の達成に資すると認められるときは、地域を問わない。
- 3 賛助会員は、航空宇宙産業参入に向けた取組を積極的に支援する意思のある産業支援機関、研究機関、金融機関等とする。

(入会及び脱会)

第5条 入会及び脱会を希望する者は、本会事務局に申し出る。

(役員等)

第6条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
会長は、当面の間、群馬県産業経済部長とし、会を代表し会務を統括する。
- (2) 事務局長 1名
事務局長は、群馬県産業経済部地域企業支援課長とし、会の業務を統括する。
- (3) 事務局員 若干名
事務局員は、群馬県産業経済部地域企業支援課技術開発係員を以てこれに充て、会の業務を処理する。
なお、事務処理の一部について、他の者に委託することができる。

(総会)

第7条 総会は、会長が必要に応じて招集し、開催する。

(会費及び経費)

第8条 本会の会費は、正会員、賛助会員ともに無料とする。

- 2 本会の事業実施に必要な経費の一部は参加者の実費負担とすることができる。
- 3 経費の収入及び支出は、群馬県の財務規則に関する諸規程に準じて行うものとし、当該事務は事務局長に委任する。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年3月17日から適用する。
- 2 この会則は、平成28年7月1日から適用する。
- 3 この会則は、令和2年4月1日から適用する。